

事務事業	78	地域別市街地整備の推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり					
事業内容							
目的	住民や地元関係者との協働により、地区の特性に合ったまちづくりの手法を検討、選択することで、地区の個性と雰囲気を生かしたまちづくりを行います。						
対象・手段	対象： 神楽坂地区 約14.6ha 若松町・河田町地区 約27.5ha 手段： 神楽坂地区 街なみ環境整備事業による協定締結地区内の整備、地元まちづくり会・NPOとの協働による地区別課題の整理とその課題に対応するための地区計画の検討 若松町・河田町地区 住宅市街地総合整備事業の整備計画及びまちづくりの提言書の実現のため、地域住民の取り組みへの支援						
成果(事業が意図する成果)							
神楽坂地区：街なみ環境整備事業による協定締結地区の沿道整備を行うとともに、区域内の多様なまちづくりの課題に対応する地区計画を策定するため、まちづくりに関する地域の住民団体、NPO等との協働体制の確立を図ります。 若松町・河田町地区：大規模施設の移転跡地の土地利用転換及び建替えにより、歩行者ネットワークやオープンスペースを確保し、防災性の向上を図ることで、良好な住環境を整備します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
まちづくり協定の締結率 (神楽坂地区)	街づくり機運が高まっている地区の協定締結率。神楽坂1丁目から5丁目地区で締結されれば25%、本多横丁地区で締結されれば50%、神楽坂六丁目地区で締結されれば75%、その他地区で締結されれば100%とします。	(平成18)	年度に (75%) の水準達成				
住宅着工戸数 (若松町・河田町地区)	整備計画区域内における着工戸数	(平成20)	年度に (1400戸) の水準達成				
道路拡幅整備延長 (若松町・河田町地区)	整備計画区域内における道路拡幅整備延長	( )	年度に (1490m) の水準達成				
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業 成果 指標	目標値 1	%	0.00	25.00	50.00	75.00	
	実績 1	%	0.00	25.00	50.00	50.00	
	= /	%	0.00	100.00	100.00	66.67	
	目標値 2	戸	0.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	
	実績 2	戸	0.00	816.00	816.00	1,400.00	
	= /	%	0.00	58.29	58.29	100.00	
	目標値 3	m	0.00	1,490.00	1,490.00	1,490.00	
	実績 3	m	0.00	230.00	230.00	356.00	
	= /	%	0.00	15.44	15.44	23.89	
事業の実施内容							
平成17年度	神楽坂地区：本多横丁沿道地区においてまちづくり協定が締結されたため、当地区を街なみ環境整備事業の事業地区に追加、整備計画を策定しました。 若松町・河田町地区：良好な住環境整備に向けた事業者等との協議を行いました。						
平成18年度	神楽坂地区：神楽坂本多横丁沿道の整備計画に基づき、景観整備として道路の美装化工事を行いました。 若松町・河田町：まちづくり整備計画及び協議会からの提言に基づき、まちづくりの誘導を行うと共に事業進捗に伴う整備計画変更(20年度整備終了)に関する関係機関との協議を終了しました。						

部名称		都市計画部			課名称		地域整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	0	2,006	2,047	17,268		
	人件費	千円	13,341	13,341	11,673	11,592		
	事務費	千円	138	160	77	129		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	13,479	15,507	13,797	28,989		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	13,479	15,507	13,797	28,989		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	13,479	14,007	12,297	27,489		
	特定財源		0	1,500	1,500	1,500		
	一般財源投入率 /	%	100.00	90.33	89.13	94.83		
職員	常勤職員	人	1.60	1.60	1.40	1.40		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
<b>事業に関する検討課題</b>								
<p>神楽坂地区：当地区は、平成9年以降2つの区域でまちづくり協定が締結され、街なみ環境整備事業による景観整備を実施してきました。当事業は平成18年度をもって終了します。しかし、路地の保全や地域危険度の解消、大規模開発への対応等の課題が残っており、今後は都市計画法に基づく地区計画の手法を使ったまちづくりを推進していく必要があります。</p> <p>若松町・河田町地区：現在の整備計画を受け、住宅等の整備に関する事項は目標に達したものの、なお、区画街路整備のための道路拡幅について、引き続き誘導していく必要があります。</p>								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	神楽坂の歴史と粋な街並みを継承活用することを目的とし、街なみ環境整備事業による整備を推進しており計画どおりです。整備計画上の住宅計画戸数及び道路拡幅計画について、区の実施計画上はほぼ計画どおりです。					
	効率性	2	制度上、まちづくり協定締結地区で事業実施することが前提となっており、地元のまちづくり機運、要望に応じた整備を行えるため効率的です。開発事業者の建替えにあわせ、公共施設の整備や住宅供給を図る仕組みであり、ほぼ効率的です。					
	実施の成果	3	以前からまちづくり活動が盛んな地区ですが、更にまちづくり協定の締結を促したり、地元と協働で計画を検討する等ソフト面での成果も期待できます。学校移転跡地の土地利用転換を適切に誘導することで良好な住宅整備、公共施設の整備を実現できます。					
	行政の関与	3	地域要望を、当事業に位置づける適時性の要請とともに、当地区の地区計画の策定を進めることについて区の関与は必要です。整備計画及び地元の提言を実現するために、地元と協働で開発事業者を誘導するための区の関与が必要です。					
	妥当性	2	事業実施の過程で地元の問題意識の発掘やまちづくり協定の策定が進められており、地区計画を策定するにあたりこの経験が生きてくると期待されます。都や民間事業者の事業実施に併せ、住宅供給を中心に必要な公共施設の整備を行う選択は適切です。					
	施策寄与度	2	当該事業の導入により地元と協働して神楽坂の整備を実現し、地元との協働関係を構築できたことは大いに目的に寄与してると考えます。各事業者の建替等に併せた住宅・公共施設の整備を適宜誘導しています。					
総合評価	<p>神楽坂地区：街なみ環境整備事業の実績を通して、地元の協働関係が培われてきたこと、神楽坂のまちづくりの方針が整理できたことの意義は大きいと考えます。また、区は、当地区における課題解決の手法として、地元と協働で地区計画の検討作業を進めてきました。こうした過程での課題整理、組織づくりの成果は、今後の地区計画の策定にあたっての地元の合意形成に貢献すると考えられます。</p> <p>若松町・河田町地区：事業の進捗には時間を要していますが、区と地元、開発事業者の適切な役割分担のもと、一定の成果をあげています。</p>						B	
							過年度評価	
改革方針							17年度 B	
							16年度 B	
						15年度		
						14年度		
						方向性		
<p>神楽坂地区：事業は終了しますが、地区の課題である路地保全、大規模開発への対応、地域危険度の解消等について今後は、「地区計画の策定」による「まちづくり手法」を検討し、地元組織との協働を基本に、神楽坂全体のまちづくりを考えていきます。</p> <p>若松町・河田町地区：地元住民及び開発事業者との連携を密にし、引き続き整備計画と地元のまちづくり提言の実現を図ります。</p>						3		
						縮小		